

2020年4月10日

(株)横浜スイミングセンター

ヨコハマスイミングクラブ(子供)会員保護者の皆様へ

臨時休業継続に伴うお客様対応基本指針について

日頃よりヨコハマスイミングクラブをご利用頂きまして誠にありがとうございます。
弊社では新型コロナウイルス感染予防策として3月3日(火)~4月14日(火)迄臨時休業とさせて頂き、皆様にご迷惑をお掛け致しましたこと、心よりお詫び申し上げますとともに多くの皆様からご理解を賜りましたことに深くお礼申し上げます。

さて、政府からの緊急事態宣言に則り、社会的責任を鑑みて臨時休業を継続する事と致しました。つきましては新型コロナウイルス感染予防に最大限の配慮をして皆様に安全・安心してお迎えできるよう努めます。尚、お客様対応基本指針を見直し変更致しましたのでご確認下さい。

皆様におかれましては引き続きご迷惑をお掛け致しますが、何卒ご理解ご協力を宜しくお願い申し上げます。

記

1. 臨時休業期間継続について

- ・2020年5月6日(水)まで臨時休業を継続致します。

2. 年会費について

- ・有効期限を2カ月延長致します。

3. 4月分月会費について

- ・4月分の月会費は無料(5月以降の月会費に充当させて頂きます)
- ・休業期間(3月分、4月分)の練習振替はございません。
- ・2月分の練習振替は有効期限を9月末迄延長致します。

4. 4月休会者について

- ・4月分の休会費は無料(5月以降の月会費に充当させて頂きます)

5. 4月末退会者について

- ・4月分の月会費は全額返金致します。(後日指定口座に振込予定)

6. 受付業務について

- ・4月13日(月)~15日(水)電話受付を致します。(受付 11:00~16:00)

その他

※4月より会費の料金改定を行いました。4月以降充当する月会費は3月分の月会費の為、差額分の請求はございますので予めご了承下さい。

※5月7日(木)からの営業については5月3日(日)を目途にホームページにて最新情報をお知らせ致しますのでお手数ですがご確認を宜しくお願い致します。

以上